

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県及び長野県東筑摩郡波田町

2 構造改革特別区域の名称

波田町都市農村交流特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県東筑摩郡波田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 遊休農地の発生状況

本県における遊休農地の状況は、平成7年から平成12年までの5年間に1,359ha増加(増加率114%)し、平成12年度末現在で10,907haである。

これは、全国の状況の中で、第3番目と高く、本県の農業生産の維持・発展を図る上で、遊休農地の解消は大きな課題となっている。

また、波田町においても遊休農地が増加しており、2000年センサスでは18haとなっている。

近年、土地の相続等により遠距離の地権者が増加しており、野菜の産地であることから、認定農業者への利用集積を進めているが、小規模等で条件の悪い場合は集積が進まなくなっている状況から、このまま放置すれば、更に耕作放棄農地が増加することが予想される。

(2) 本県における遊休農地解消に向けた取り組み

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病虫害の発生など近隣農地への悪影響、農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を巻き起こしているだけでなく、農村地域から活力を奪い、食糧の安定供給の観点からも大きな懸念材料となり、その発生防止と解消・有効活用は緊急の課題となっている。

今後、農業従事者の高齢化や兼業化等を要因として、より一層遊休農地

の増加が見込まれることから、長野県では、「2010年長野県農業長期ビジョン」を策定し、遊休農地の増加への対応を重点課題と位置づけて、担い手農業者への利用集積による農地の有効利用を図るとともに、集落に出向き遊休農地解消のためのプランづくりを行い、その遊休農地を利用するための簡易なほ場整備を行うための県単独事業を創設、また、「遊休農地解消月間」を設定して地域と関係機関・団体が意識を統一してこの解決に努めている。

しかしながら、遊休農地の解消された面積は全県で14ha（平成14年度実績）であり、既存の措置だけでは、遊休農地解消には大きな限界が生じており、このような地域構造の変革を進めるための方策が特に必要となっている。

（3）担い手の高齢化

長野県農業を担っている基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合（平成12年度末現在）が57.4%となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

波田町においても、すいか、米、りんごを中心に農業生産が行われているが、農業従事者の高齢化は深刻で、基幹的農業従事者の65歳以上の割合（平成12年度末現在）が44.6%となっていることから、今後、農業従事者の更なる高齢化に伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

（4）新たな農地の有効活用

農業従事者の高齢化や兼業化により、今後、担い手が減少するなかで、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るためには、従来の担い手への利用集積だけでは、遊休農地の解消には限界がある。

そこで、多様な担い手の新たな参入による農地の保全と都市農村交流の拠点としての活用及び鳥獣被害の多い農地などは農地以外の利活用を検討し、土地の有効活用を図っていくことが重要となっている。

（5）地域特産物のすいかによる地域振興

波田町は県内有数の野菜産地であり、町の中央を南北にとおるサラダ街道に沿って野菜産地が広がっている。全国的なブランドとなっている「下原すいか」の産地であり、特産のすいかは県内生産の6割のシェアを占め、町は農業で活性化している。松本市に近い立地や、上高地や安曇野の玄関口となっている観光資源を活用し、地域特産物であるすいかを起点とした地域振興が図られている。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 当該地域において、今後、遊休農地の増加がますます懸念される中で、構造改革特別区域法第23条の特例措置の適用により、地主などの高齢化によって維持管理が不十分である遊休農地等を活用し、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の実施主体に拡大することで、民間の活力を活かした多様な都市農村交流を促進し、遊休農地の解消が図られる。
- (2) 近年、農業・農村の持つ「癒しの」効果への関心が高まっており、農業を通して、安らぎを求める者が都市住民を中心に増加している。
一方、農業内部においては、農業を通じた地域活性化を模索しており、市民農園等による農外住民との交流により、地域の活性化を図る。
波田町は、県下最大のすいかの産地として発展している。市民農園に参加された方々とすいか栽培を通じた更なる交流が期待でき、すいかの収穫体験ツアーなど検討している。
- (3) 今回の遊休農地の活用と地域特産農産物の生産を併せた市民農園の開設により、今後、県内各地での産地の活性化の手法として波及することが期待できる。
- (4) 都市農村交流による農業・農村への直接的な関わりを契機として、農業・農村への関心の高まりと農業の多様な担い手の増加が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 構造改革特別区域法第23条の特例措置を適用し、遊休農地を有効活用して市民農園を開設することにより、特産のすいか栽培等を通じた地域住民と都市住民等との交流を図り、地域活性化を促進する。
- (2) 市民農園による都市農村交流の実施と成功により、長野県農業開発公社以外の新たな実施主体（NPO法人、集落等）の参入を目指していく。

なお、本計画の推進による成果については、これを積極的に普及啓発することで、計画区域を拡大し、特区外の他地域への拡大を積極的に図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 都市農村交流による地域活性化

都市住民等の市民農園等への参加により、地域住民との交流が促進され、地域の活性化が図られる。

・交流人口の増加

9,600人増加：1区画(1家族)3人×8回(1月)×8か月×50区画

(2) 農業の多様な担い手の増加

近年、多様な担い手として、ホビータン農業者や定年帰農による農業参入が注目されている。地域全体で農業を守り育てる意識の向上と新たな形態の農業参入者の増加により、近隣地域への広範囲な波及効果が見込まれる。

・担い手の増加 10人

(3) 農地の多面的機能の維持等

遊休農地の解消を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生を抑制するとともに、景観保持や保水などの農地の持つさまざまな機能を確保し、洪水や土砂崩れといった災害の発生を抑制する。

当該地区を遊休農地解消の先進的なモデル地区として実施することにより、県下全域への波及が見込まれる。

・遊休農地解消面積等

地域内の遊休農地18haのうち、5年間で3haの解消が図られる。

また、5年間で5haの農地の遊休化を未然に防止する。

8 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・遊休農地総合対策事業

遊休農地の再生と活用を推進するため、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を策定するとともに、農地の再生活用のための土地条件整備等を行い、優良農地の確保を図るための助成を行う。

- ・ 農地保有合理化促進事業

農用地の売買、賃借等の業務に要する経費に対する助成、農用地等の買入れ及び小作料前払いに要する借入金に対する利子助成を行う。

- ・ 波田町経営改善支援センターによる業務

耕作不可能である農家からの要請に対し、認定農業者を優先に耕作の斡旋を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長野県農業開発公社、その他地方公共団体及び農業協同組合以外の者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

当初、長野県農業開発公社が事業実施し、以後、NPO法人、農業青年グループ、すいか・りんご栽培農家等新たな実施主体の参入を図る。

(2) 事業が行われる区域

波田町(町内全域)

(3) 事業の実施期間

通年

(4) その他の内容

- ・第1段階として、長野県農業開発公社がすいか栽培を中心とした市民農園を開設(0.3ha)、その後NPO法人等の参画により広め、5年間に3haの市民農園の開設を予定。
- ・都市住民等を対象として開設に向けた準備を推進する。

5 当該規制の特例措置の内容

長野県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、特定農地貸付事業(市民農園の開設)は、遊休農地の解消と農地の多面的機能の維持等を図る上で有効と考える。

しかしながら、現行制度では市民農園の開設主体は、地方公共団体と農業協同組合に限られていることから、地域と密着し事業を行っている農地保有合理化法人たる長野県農業開発公社等にまで開設主体を拡大することで農地利用の新たな展開を図る。

波田町においても、遊休農地は平成7年には12haであったが、平成12年

には 18ha と 1.5 倍以上にも増えている。又農家人口における高齢者の占める割合は平成 2 年では 21%であったが平成 12 年には 28%と高齢化が進んでいる。

そこで、当該規制の特例措置を受け、長野県農業開発公社等が特定農地貸付を実施することで、遊休農地の活用による農地の多面的機能の維持や地域外の住民との交流により地域の活性化が図られること、また、すいか栽培を主体とし、多様な担い手であるホビ－的農業者や新たな就農希望者の参入を契機とした経営体の育成も期待できる。

日本アルプスの麓、上高地の玄関口にあたる波田町で、町の農業生産の主役となっている野菜園芸のすいか栽培をメインとした市民農園の開設により、都市と産地の交流促進の展開方策とし、さらに、担い手確保の新たな手法として当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。

経営耕地面積と耕作放棄地面積

(単位：ha、%)

項目	経営耕地 面積	耕作放棄地	
		面積	増減率 (2000/1995)
波田町	801	18	154.4
長野県	89,342	10,907	114.2

(注) 増減率は、前回センサスとの比較